

熊本県公報

第 1 1 4 4 3 号
平成 18 年 8 月 14 日 (月)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

告 示	
○ 指定居宅介護支援事業所の指定	(高齢者支援総室) 1
○ 指定居宅サービス事業所の指定 (訪問看護)	(") 1
○ " (介護予防訪問看護)	(") 1
○ " (通所介護)	(") 2
○ " (介護予防通所介護)	(") 2
○ " (訪問介護)	(") 2
○ " (介護予防訪問介護)	(") 2
○ 指定介護予防サービス事業所の指定 (介護予防特定施設入居者生活介護)	(") 2
○ 道路の供用開始	(道路保全課) 3
○ " (")	(") 3
公 告	
○ 道路の位置指定	(建 築 課) 3
○ 開発行為工事完了	(") 4
○ " (")	(") 4
○ 換地処分	(農村整備課) 4
○ " (")	(") 4
○ " (")	(") 4
○ " (")	(") 4
○ " (")	(") 4
○ " (")	(") 4
登 載 依 頼	
○ 平成 18 年度熊本県環境審議会第 1 回鳥獣部会の開催	(自然保護課) 4

告 示

熊本県告示第 835 号
介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 46 条第 1 項の規定により指定居宅介護支援事業所を次のとおり指定した。
平成 18 年 8 月 14 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
居宅介護支援センターロイテの杜 熊本市健軍四丁目 5 番 10 号	有限会社ケアランド熊本	平成 18 年 8 月 1 日

熊本県告示第 836 号
介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。
平成 18 年 8 月 14 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【訪問看護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
あれっく訪問看護ステーション 熊本市秋津町秋田 3441 番地 20	医療法人社団熊本労安会	平成 18 年 8 月 1 日

熊本県告示第 837 号
介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 53 条第 1 項の規定により指定介護予防サービス事業所を次のとおり指定した。
平成 18 年 8 月 14 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【介護予防訪問看護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
あれつく訪問看護ステーション 熊本市秋津町秋田 3441 番地 20	医療法人社団熊本労安会	平成 18 年 8 月 1 日

熊本県告示第 838 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 18 年 8 月 14 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【通所介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
デイサービスセンターアロハ 山鹿市古閑 1534 番地 1	医療法人回生会	平成 18 年 8 月 1 日

熊本県告示第 839 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 53 条第 1 項の規定により指定介護予防サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 18 年 8 月 14 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【介護予防通所介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
デイサービスセンターアロハ 山鹿市古閑 1534 番地 1	医療法人回生会	平成 18 年 8 月 1 日

熊本県告示第 840 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 18 年 8 月 14 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【訪問介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
皇寿園 八代市高島町 4218 番地	医療法人初友会	平成 18 年 8 月 2 日

熊本県告示第 841 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 53 条第 1 項の規定により指定介護予防サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 18 年 8 月 14 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【介護予防訪問介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
皇寿園 八代市高島町 4218 番地	医療法人初友会	平成 18 年 8 月 2 日

熊本県告示第 842 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 115 条の 2 第 1 項の規定により指定介護予防サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 18 年 8 月 14 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【介護予防特定施設入居者生活介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名解説者名	指 定 年 月 日
ブロッサムやつしろ 熊本県八代市郡築四番町 101-4	株式会社ヒューマンケアブ ロッサムズ	平成 18 年 7 月 27 日

熊本県告示第 843 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成 18 年 8 月 14 日から 60 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 18 年 8 月 14 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路 線 名	供 用 を 開 始 す る 区 間	延 長 (メートル)	備 考
一般国道	219 号	八代市坂本町川嶽	99.7	地域連携
		同 所		
		113 番 3 地先から		
		77 番 地先まで		
主要地方道	芦北坂本線	八代市坂本町川嶽	135.0	
		同 所		
		87 番 1 地先から		
		48 番 1 地先まで		

2 供用を開始する期日 平成 18 年 8 月 14 日

熊本県告示第 844 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成 18 年 8 月 14 日から 60 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 18 年 8 月 14 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路 線 名	供 用 を 開 始 す る 区 間	延 長 (メートル)	備 考
主要地方道	宮原五木線	八代市東陽町河俣	75.0	道路改築
		同 所		
		3911 番 3 地先から		
		3910 番 4 地先まで		

2 供用を開始する期日 平成 18 年 8 月 14 日

公 告

熊本県公告第 618 号

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。

平成 18 年 8 月 14 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 築造者の住所 宇土市栗崎町 1154
- 2 築造者の氏名 坂口丈志
- 3 道路の位置 宇土市栗崎町字長田 1111 番 4 及び水路の一部
- 4 道路の幅員 4.00 メートルから 5.00 メートルまで
- 5 道路の延長 46.70 メートル
- 6 指定年月日 平成 18 年 6 月 23 日
- 7 指定番号 宇城景建第 8 号

熊本県公告第 619 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第 36 条第 3 項の規定により、次のとおり公告する。

平成 18 年 8 月 14 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
宇土市三拾町字堂ノ本 325 番 1
3,305.69 平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
宇土市門内町 52 番地
株式会社祐里

熊本県公告第 620 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第 36 条第 3 項の規定により、次のとおり公告する。

平成 18 年 8 月 14 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
合志市幾久富字下沖野 1866 番 54
2,780.27 平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
熊本市田迎五丁目 4 番 6 号
熊本タカスギ株式会社

熊本県公告第 621 号

県営鹿本北部地区（上吉田工区）土地改良事業（区画整理）施行に係る換地処分を行った。

平成 18 年 8 月 14 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県公告第 622 号

県営鹿本北部地区（小栗工区）土地改良事業（区画整理）施行に係る換地処分を行った。

平成 18 年 8 月 14 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県公告第 623 号

県営鹿本北部地区（中小坂工区）土地改良事業（区画整理）施行に係る換地処分を行った。

平成 18 年 8 月 14 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県公告第 624 号

県営鹿本北部地区（高野工区）土地改良事業（区画整理）施行に係る換地処分を行った。

平成 18 年 8 月 14 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県公告第 625 号

県営鹿本北部地区（麻生工区）土地改良事業（区画整理）施行に係る換地処分を行った。

平成 18 年 8 月 14 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

登載依頼

熊本県環境審議会鳥獣部会公告第 1 号

平成 18 年度熊本県環境審議会第 1 回鳥獣部会の会議を次のとおり開催する。
なお、当該会議の傍聴手続きは次のとおりとする。

平成 18 年 8 月 14 日

熊本県環境審議会鳥獣部会

部会長 阿 部 正 喜

- 1 開催日時
平成 18 年 8 月 21 日 (月)
午後 2 時 00 分から午後 4 時 00 分まで
- 2 開催場所
熊本県熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
熊本県庁新館 8 階 801 会議室
- 3 議題
(1) 北向山特別保護地区の指定について
(2) 第 9 次鳥獣保護事業計画の一部変更について
- 4 傍聴者の定員
10 人
- 5 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに当会議の会場において受け付けのうえ、事務局の指示に従い会場に入ることができる。
(2) 傍聴の手続きは先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先
熊本県熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
熊本県環境生活部自然保護課
(電話 096-333-2275)

